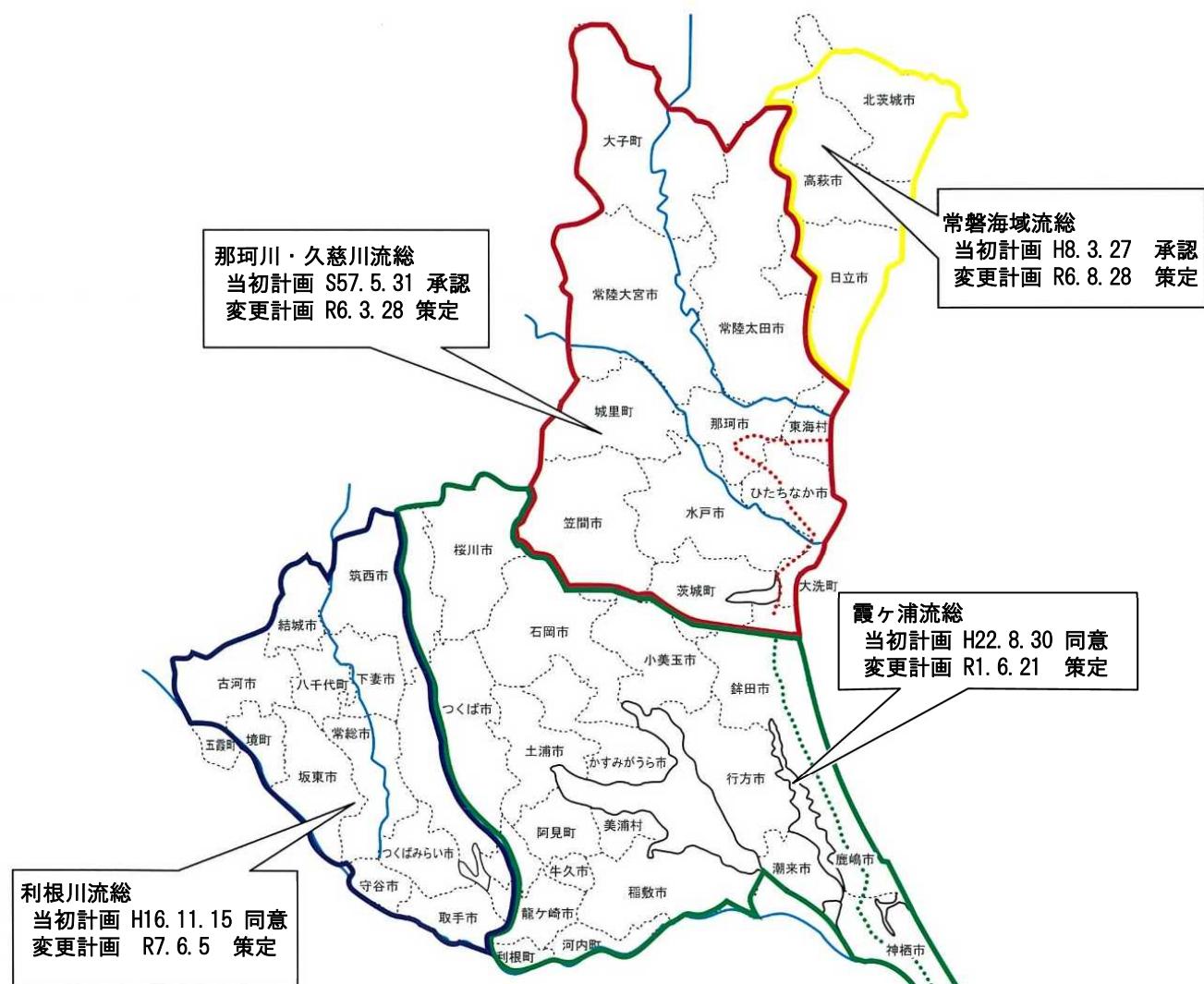


流域別下水道整備総合計画(下水道法第2条の2)

環境基本法第16条に基づく水質環境基準の類型指定水域について、水域内の環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する総合的な基本計画です。本県では、常磐海域、利根川、那珂川・久慈川、霞ヶ浦の4つの水域においてそれぞれ流域別下水道整備総合計画（流総計画）を策定しています。

流総計画名	処理場別	計画処理水質 (mg/L)				策定年月日	基準年度	目標年度
		BOD	COD	全窒素	全りん			
常磐海域流総	流域下水道	15	—	—	—	R6. 8. 28	R2	R32
	広域組合	15	—	—	—			
	単独公共下水道	15	—	—	—			
利根川流総	流域下水道	6	—	—	—	R7. 6. 5	R3	R33
	広域組合	6	—	—	—			
	単独公共下水道	6	—	—	—			
那珂川・久慈川流総	流域下水道	15	—	—	—	R6. 3. 28	R2	R32
	単独公共下水道	15	—	—	—			
霞ヶ浦流総	流域下水道	—	6	3	0.2	R1. 6. 21	H26	R22
	単独公共下水道	—	8	10	0.5			



※五霞町は、中川流総（埼玉県策定）による。

※北茨城市の一部は、夏井川・鮫川等流総（福島県策定）による。

※霞ヶ浦流域は、栃木県益子町と千葉県香取市を含む。